

社会福祉法人 協和会

# 信和保育園 入園のしおり

(重要事項説明書)



令和6年4月1日

# 信和保育園 入園のしおり（重要事項説明書）

〈令和6年4月1日 現在〉

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 協和会
代表者氏名	理事長 伊藤 嘉朗
法人の所在地	福岡市早良区田村4丁目17番3号
法人の電話番号	092-863-4566
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 信和保育園の経営、次郎丸中こどもプラザの運営

## 2 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

地域と綿密な関係を作り、地域に根差した児童福祉の実現を目指す。

## 3 運営方針

- (1) 総目標『心身ともに元気な子ども』。日常的に家族と離れる時間の長い園児に、温かい家庭的な保育を行う。
- (2) 「想像」と「創造」というふたつの「そうぞう力」を伸ばせるよう「和太鼓」「サッカー」「音楽教室」などのカリキュラム充実を図る。
- (3) 正しい生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん）を身につけ、元気よく挨拶でき、様々なものに興味・関心を持てる豊かでしなやかな感性を持つ子どもの育成を目指し、小学校進学に備える。
- (4) 児童虐待などを未然に防止し、子どもが最優先される環境作りを行う。

保育園はお子さまが初めて出会う「社会」です。「社会」に送り出す保護者の皆様も含めて不安も多いことかと推察します。まず信和保育園が目指すのは、そんな不安を解消する「安心できる保育環境」の提供です。清潔で、安全に配慮された保育室。愛情に満ち、幼児教育に情熱を持つ保育士。さまざまな出会いと、体験に満ちた保育カリキュラム。成長に合わせて計算された、おいしい給食。そんな環境の中で、時には諍（いさか）い、仲直りをし、友情を育み、集団生活の中で対応力を持った豊かな人間性を育むことを大事にしたいと考えています。 (園長)

## 4 保育所の概要

名称	信和保育園
所在地	福岡県福岡市早良区田村4丁目17番3号

電話番号	092-863-4566
法人創立年月日	昭和54年7月12日
事業認可年月日	昭和55年5月1日
施設長氏名	伊藤 嘉朗
利用定員	0歳児 ……21名 1・2歳児 ……60名 3・4・5歳児…99名 計180名
職員数	45名(保育士33名)
特別保育の実施状況	さぼーと保育, 乳児保育、延長保育(1時間)
職員研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために実施
嘱託医	医療法人まいこ小児科クリニック:藤川 麻衣子医師

#### 5 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時00分から午後6時00分まで(延長保育は午後7時00分まで)。
保育短時間の保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで(延長保育は午前8時から午後4時30分以外、前後併せて1時間内で発生します)。
休所日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日)、災害時に福岡市が指定する休園日

#### 6 施設の概要

敷地 面積	1,581.69㎡
建物	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建て 延べ床面積1,237.15㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室 118.7㎡ 調理室45.77㎡、保育室428.75㎡ 調乳室 6.66㎡、乳幼児用トイレ3箇所 屋外遊戯場836.1㎡

#### 7 職員体制(令和5年4月1日現在)

職 名	人数
園長	1人
主任保育士	1人
保育士	32人
調理員	6人
事務員 他	4人
嘱託医(非常勤)	1人

## 8 保護者の負担について

### (1) 保育料

0歳から2歳児クラスの保育料は福岡市が決定します(第2子以降の無償化については福岡市のホームページをご確認ください)。3歳以上クラスは無償です。

### (2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして主に以下のものがあります。

- ① 絵本代 毎月400～600円程度 全園児
- ② 3歳以上は制服(上着5,800円、体操服上下5,000円、スモック1,500円、上靴2,400円、赤白帽子1,000円、リュック3,300円。令和6年度)。
- ③ 毎月年齢に応じ「ふとん乾燥代150円、教材費400～500円、卒園アルバム代積立金(5歳児)」など約1500円～2500円かかります。
- ④ 給食費 3歳以上クラスについては主食費月1,500円、副食費4,500円(金額については国が定める基準に従っています)を実費徴収いたします。出産・長期入院などの理由以外で欠席時の給食費の日割り計算はいたしません。第三子について以上児の副食費のみ無償化対象です。給食費をはじめ実費徴収の扱いについて滞納された場合、少額訴訟を行う場合があります。この重要事項説明書をよくお読みになり同意書にサインして下さい。 ※1 0歳～2歳児クラスについては保育料に含まれており実費徴収はありません。 ※2 保育認定階層によって給食費が無償化対象となる場合や教材費負担分などの補助金が出る場合があります。個々の詳細については福岡市にお問い合わせください。 ※令和元年6月の給食材料費は以上児6,123円(副食費のみ)、未満児6,658円(主食費込)でした。
- ⑤ 上記のほか、園外保育(遠足)のバス代、入場料など必要な実費については、随時お知らせします。

### (3) 延長保育料

◇1時間500円(但し午後7時を超えた場合は、職員に予想外の勤務を命じなくてはならず20分1,000円の特別延長料金となります。また、保育短時間認定の方は前後どちらか1時間、あるいは前後併せて1時間の延長保育となります)。

◇保育標準時間認定の方の月極4,000円(1時間延長、午後6時から午後7時まで。午後7時を超えた場合は月極の方も20分1,000円の特別延長保育料金となります)。

◇0歳児の延長保育については長時間保育における体力面やストレス問題のため推奨いたしませんが必要な方はお申し出ください。乳児については保育士配置基準が他年齢児と異なっているため月極18,000円、単発1,500円とさせていただきます。また保育士配置の関係上、月極も含めて3日前までの完全予約制とさせていただきます。

## 9 給食について

当園の給食の方針	伸び盛りのこどもにとって「食」は重要なものです。本園では天然素材のダシを中心に、素材が持つおいしさを引出し、食への興味を持
----------	---

	てるよう「食育」を重視しています。献立は福岡市のものを主にアレンジを加えています。
昼食・おやつ	HUG-NOTE(保護者向け連絡アプリ)で献立表をお知らせしています。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書又は指示書に基づき当園で除去可能な物(基本3種アレルギー)は除去食・代替食で対応致します。重篤なアレルギーについては対応できない場合があります。アレルギー対応は無料です。宗教上の禁忌食材についてはご相談下さい。

10 主な年間行事予定 ※年次によって実施しない行事や実施月が変更される行事もあります。

月	行事内容
4月	春の健康診断
5月	懇談会
6月	運動会 歯科検診
7月・8月	夕涼み会(5歳児)、夏祭り(園児と職員のみ)
9月	秋の健康診断、ホームカミング・デー
10月	
11月	七五三参拝
12月	もちつき会 クリスマス会発表会
1月	
2月	スポーツデイ お別れ遠足
3月	卒園式 ※3月最終土曜日に新入園児入園式があります。
<p>◎毎日の設定保育: 文字・数指導・絵画・季節行事など</p> <p>◎毎月の行事: 身体測定・避難訓練・誕生会、季節の行事など</p> <p>◎各種教室(無料): 音楽教室(毎週1回 3・4・5歳児): サッカー教室(毎週1回 5歳児): 和太鼓指導(年3回専門講師来園指導)、体育教室(毎週1回 2歳児から)</p>	

11 その他

- ① 登園については「学校保健安全法」に定められた「こどもの感染症一覧表」を基準としています。(手足口病以外の)これらの感染症に罹患した場合は、感染拡大防止及び集団生活の維持のため、登園については医師による「登園許可証」が必要になります。
- ② 登園の基準は「前夜から(薬などの投与がない状態で)37.5度以上の発熱がなく、下痢・嘔吐症状もみられない」と「外傷や痛みなどのためひとりで動けない、または食事が摂れない状態ではない」となります。保育園登園後も37.5度以上の発熱や嘔吐・下痢

の症状が見られた場合は、速やかなお迎えをお願いしています。保育園での医療看護、投薬は法律で許されていません。

- ③ 防犯上、登園降園時に園児と同伴する保護者については両親・同居の親族(高校生以上、以上児については中学生以上)とさせていただきます。別居の祖父母や親せきについては「送迎者届」の提出をお願いしています。恒常的な友人・知人のお迎えはご遠慮ください。緊急のお迎えをお願いできる福岡市社協の「ファミリーサポートセンター」への登録をお勧めしています。
- ④ 入園後は新入園児にストレスをかけないように約1週間程度の「ならし保育」の期間を設けています。
- ⑤ 健全な生活習慣を身に着けるため午前9時までに登園して下さい。。9時前後は駐車場が混雑します。交通整理の指示に従い、時差登園にご協力ください。お休みされる時はHUG-NOTE(連絡アプリ)にてお知らせください。
- ⑥ 勤務状況が変わった場合など、福岡市に申告している条件、連絡先、生活環境などが変わった場合は速やかにご報告ください。
- ⑦ 入園に際しましては施設見学やパンフレット、ホームページ等にも掲載しております本園の理念、保育方針に理解・賛同された上で福岡市に入園届を提出してください。園の大きな方針のひとつに「小学校へのスムーズな移行」があります。集団生活の中で過ごすことが多い義務教育期間を見据え、社会性や協調性を重要視するものです。3歳以上児になる頃から「(集団生活の中では)ダメなものはダメ」というルールや、「優しい言葉選び」を指導していきます。ご家庭での協力が欠かせません。園の方針をご理解のうえ入園を検討されてください。また、保育園は子どもたちが初めて出会う「公共の場」です。保育・教育の観点から保護者の皆様も公共の場にふさわしい言動をお願いいたします。
- ⑧ 本園の保護者の行事参加は基本にご両親(行事によっては祖父母まで)を対象としています。「保育園行事は教育の一環」という考えです。それ以外の親戚や知人の参加はお断りしています。ご両親が参加できない場合はご相談ください。
- ⑨ 小学校のように毎日出席しなければならないということはありません。保育園は「保育を必要とする」方が利用する施設ですので「保育が必要のない時間」がある場合、つまり「お母さん、お父さんと子どもが過ごす時間」がある家庭は親子が係る時間を増やし、楽しい家族の時間を優先して下さい。行事の練習などを欠席した園児には個別に指導する時間を増やすなど対応していますので安心してお休みくださって結構です。
- ⑩ SNS(ソーシャルネットワークサービス)などへの個人情報公開は厳に慎んでください。
- ⑪ 園児の染髪、奇抜な髪形(モヒカン、稲妻カット等)、ピアス等のアクセサリー装着での登園は厳にお控えください。

細かいなあ…と思われる方もおられると思います。園長の私もそう思います。しかし、定員180人の子どもたちによる「集団生活」です。ご家庭の数だけ様々な

生活様式があります。A家庭の考え方を理解されないB家庭もあります。C家庭の放任教育に違和感を持たれるD家庭もあります。家族の考え方、家族構成、宗教、思想、教育理念、倫理・道徳観、健康や病気、職業、収入がバラバラの中で構成される集団生活ですので「平均的な一定のルール」は保育園の中で大事なことです。重要事項説明書記載事項をよくご覧の上で入園をお決めください。

また保育園は小中学校のような義務教育の場ではありません。2週間を超える長期のお休みに関しては保育要件認定のため「長期欠席届（お休みの理由）」を提出していただく必要がありますが、それ以外のお休みについては「病欠」「家庭保育」などを電話やホームページの連絡メールでご連絡いただければ問題ありません。ご家族での旅行やレジャーなどにお出かけください。（園長） ※開園時間（午前7時から午後6時+延長保育1時間）の12時間お預けになられる方もまれにありますが、お子様ひとりの保育時間は無理な負荷を掛けないように『午前7時から午後6時までの間の最大1日8時間の保育』が国の示す保育利用時間の目安となっています。可能な限り利用時間内の保育を心掛けて下さい。

★ 苦情・虐待の相談・通報について ★

信和保育園に対するご意見、苦情等に関する受付窓口は主任保育士、同解決責任者は園長になっています。『苦情処理第三者委員』も設置しております。詳しくは事務所の掲示物をご覧ください。その他「早良区保健福祉センター（早良区役所の保育園担当部署）」（841-2131）、「福岡市子ども未来未来局指導監査課」（711-4262）にご相談することが出来ます。

また、保育園の不適切な保育、児童虐待や生活圏内で発見した児童虐待等について福岡市が専用メールを設置しました。

[shidoukansa-soudan@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shidoukansa-soudan@city.fukuoka.lg.jp)

## 重要事項説明書及び個人情報保護に関する同意書

社会福祉法人協和会 信和保育園への入園に際し、重要事項説明書に基づいた説明と個人情報保護についての説明を園側から受けました。施設の運営方針に同意するとともに、教材費・絵本代など保育材料に関わること、制服・体操服など被服に関すること、給食に関わること、延長保育に関わることなど園に納入する金額についても同意いたします。また、期限内に納入し延滞、滞納なきよういたします。高額滞納時の法的対応についても了承いたします。

信和保育園で知り得た個人情報についても個人情報保護法を遵守し、信和保育園の園児、職員の「個人名、住所、電話番号、職業、お誕生表、顔がわかる写真」などをみだりに第三者へ漏洩いたしません。SNS（ツイッターなどのソーシャルネットワーク）などへの写真掲示や情報掲載についても園や個人が特定できる個人情報の掲載を決していたしません。

信和保育園が福岡市や福岡市保育協会など乳幼児保育に係る公的な機関に対して情報提供することについては承諾いたします。公的な文書における写真掲載についてはその都度、園側と協議し許諾の是非について判断いたします。

※この同意書にご記名の上、提出して下さい。重要事項説明書はご自宅で保管して下さい。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

園 児 名 \_\_\_\_\_



## ◆協和会（信和保育園、次郎丸中子どもプラザ）の顧客ハラスメントに対する基本方針

（令和6年6月1日より）

社会福祉法人協和会（以下「本法人」）は「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身とも健やかに育成されるよう支援することを目的と」して（定款より抜粋）社会福祉事業を行っています。また、児童憲章や福岡市人権保育指針に則った誰もが安心して利用できる児童福祉施設を開設以来目指し、地域社会との末永い共存を図っております。しかしながら、ここ数年の社会変化による様々な外因ストレスにより心身の疲弊を訴える従業員は皆無ではありません。

本法人は利用者の皆さまと従業員の人権を共に尊重し、永続的な社会福祉事業を行うべく、社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動があった場合の基本的な方針を定めることにしました。従業員の人権を否定し尊厳を傷つける言動に対しては毅然とした態度で対応し健全な職場環境を確保しつつ、引き続き利用者の皆さまへ誠意を持って対応し、健全な関係を維持していくことを心掛けます。

### ●本法人が考える顧客ハラスメントの定義

利用者からの要求・言動のうち、要求の内容に妥当性を欠くもの、または要求の内容が妥当であっても当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、従業員の就業環境が害されるもの。

#### ▼対象となる行為

- ① **暴力・暴言**（殴る、叩く、蹴る、物を投げつける、わざとぶつかってくる、怒鳴る、『馬鹿』などの侮辱や人権を否定し名誉を棄損する発言など）
- ② **過剰または不合理な要求**（何度も同じ説明や謝罪を要求する、土下座や謝罪文提出などを強要する、繰り返し電話で問い合わせや面会を求めて来る、『誠意を示せ』など非具体的な要求をしてくる、特定の職員にのみ要求を繰り返すなど）
- ③ **合理的範囲を超える時間的・場所的拘束、精神的威圧行為**（敷地内に居座り続ける、早朝深夜に自宅など指定した場所へ呼び出す、お断りしても執拗に特別扱いを要求するなど）
- ④ **その他ハラスメント行為**
- ⑤ **SNSやインターネット上での誹謗中傷** など。

#### ▼顧客ハラスメントへの対応

##### 【園内対応】

顧客ハラスメントに関する知識及び対処方法の園内研修を実施します。

顧客ハラスメントに関する相談窓口を設置します。

より適切な対応の為、警察や弁護士など外部専門家と連携します。

##### 【園外対応】

顧客ハラスメントに該当する事案が生じた場合、合理的な解決に向けて理性的な話し合いを行

い、より良い関係の構築に努めます。

複雑な、あるいは悪質なカスタマーハラスメントの場合は、関係当局を交え対応を協議いたします。

▼利用者の皆さまへのお願い

利用者の皆さまの大事なお子さまの健やかな成長を願い、その実現に向け本法人従業員は保育に適した環境を整備し職務に誠意を尽くす所存です。万が一利用者の皆さまからカスタマーハラスメントに該当する行為がありましたら、本方針に沿って対応いたしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

苦情受付担当者は主任保育士で、苦情解決責任者は園長となっています。本法人は苦情処理第三者委員（事務所に構成人員、連絡先を明記しています）を設置しています。また、早良区保健福祉センターもしくは福岡市こども未来局指導監査課にも相談、通報が出来ます。福岡市保育協会顧問弁護士とも連携いたしております。本法人の対応に疑義を感じられた場合は、上記機関と相談しつつ誠実に対応したいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

社会福祉法人 協和会 理事長 伊藤嘉朗